

入院患者様の食事負担額変更のお知らせ (令和7年4月から)

令和7年4月1日から、健康保険法の一部改正に伴い、一部入院患者様の**窓口負担額が変わります**。

【現 行】

| 対象者 | 食事負担額（1食） |
|--|-----------|
| 一般所得 | 490円 |
| 指定難病患者 | 280円 |
| 平成28年3月31日時点で 1年以上継続して精神病床 に入院している患者 | 260円 |
| 低所得Ⅱ90日以内 （住民税非課税） | 230円 |
| 低所得Ⅱ90日超 （住民税非課税） | 180円 |
| 低所得Ⅰ （住民税非課税で 一定所得以下） | 110円 |



【令和7年4月より】

| 対象者 | 食事負担額（1食） |
|--|-----------|
| 一般所得 | 510円 |
| 指定難病患者 | 300円 |
| 平成28年3月31日時点で 1年以上継続して精神病床 に入院している患者 | 260円 |
| 低所得Ⅱ90日以内 （住民税非課税） | 240円 |
| 低所得Ⅱ90日超 （住民税非課税） | 190円 |
| 低所得Ⅰ （住民税非課税で 一定所得以下） | 110円 |